

平成20年度(2008年度)金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	小論文
------	-----

【問題1】

次の文章は「サッカー共同体の連帯感」について論じたものです。これを読んで、後の問いに答えなさい。なお、以下の文章の順序は入れ替えてあります。

中世英国の城塞都市の入り口に設けられた門。その門をめがけてボールを運び争ったのが、フットボールの起源といわれる英国の「マスフットボール」である。今、その門を象徴するように輝く緑のピッチには、純白のゴールが置かれている。

道路や野原をフィールドとして展開された荒々しく暴力的なゲーム・マスフットボールは近代化され、都市型の競技場へと所を移し、非暴力のスポーツ「サッカー」「ラグビー」に変化した。

サッカーの起源と現在とで、その戦うフィールドは変わっても自軍への忠誠と敵軍へ向かう勇気は不変であり、勇敢なるプレーが地域へのプライド形成を担い続けてきた。

いち早く国際化の道を進んだサッカーではあるが、他方、地域へも根を下ろし、サッカークラブが地域社会のシンボルともなった。話題のロナウジーニョが所属するスペインリーグFCバルセロナにとって、首都マドリードの名門レアルとの対戦は、フランコ独裁政権に抑圧されたカタルーニャ地方の中央集権への反抗を、今もなお意味している。

4年前、わが国で生じたナショナルな社会現象は、いわばナショナルチームを核として形成された「サッカー共同体」への連帯意識であり、それが提供してくれた劇的空間への一体感であったと理解する。

そしてこの6月、ドイツの地でいかなるナショナリズムが紡がれ、われわれ一人ひとりによって言説化されるのか……。そこにもまた、W杯の人知れぬ愉悅がある。

戦場としてのピッチで、国を代表する戦士として選ばれたプレーヤーが、明確な敵と繰り広げるサッカー。それは完結した時間、軽快なリズム、さらに意外性や偶然の妙が織り込まれ、展開される現代の疑似戦争である。

そして、12人目の選手を演じるサポーターたちは、世界が注視するエポックメイキングな出来事に居合わせたことを通して、自らの存在を確認し、同時代を生きるわれわれのチームが帰属する国家を結びつける。

確かに、ここにおいて生じる「ナショナル」の内実は、所属する国家を認識し、可視化する実体験を意味する。しかし、それが、国家への敬意や忠誠を表象する、いわゆる「ナショナリズム」に

短絡するわけではない。

しかし、チームが象徴するエリアは、地域にとどまるものではない。ときには民族であり宗教であり、また社会階層や国家でもある。つまりサッカーはそこに投影された文化や社会の鏡として機能し、ゲームやイベントにおいて表出するその対立や伯仲に人々は熱狂する。

こうしたサッカーに反映する文化や社会という点で、より正確にはサッカーが文化構造の内部に深く根を張っているという点において、ブラジルという国家は特別な意味をもつ。W杯最多の優勝を誇るブラジル国民にとってのサッカーは、ブラジル社会で必然的に出会う貧困や、そこから逃れ出ようとする意志との葛藤が演じられるメディアである。サッカーとは、まさにブラジル人であることの意味や運命、そしてこの地で生きる上に必要な処世術を目の当たりにする劇場である。

このような環境と、積み重ねられた年月によって熟成されたブラジルサッカーは、サンバやカーニバル同様ブラジル人の誇りであり、代表チームは、まさにブラジルらしく遊戯的・芸術的で、かつ攻撃的に勝利する美学を国民によって強烈に求められる。

ブラジル国民に限らず、国際的なスポーツイベントは各国民にとってまぎれもなく「ナショナルアイデンティティー」を再生産する仕組みだ。自国の選手の活躍に感動し、ナショナルなものへと自己を一体化する。特に、世界を巻き込む国家間の対戦形式で進行するW杯は、ナショナリズムの醸成にオリンピック以上の効果をもつ。

(鈴木守「『サッカー共同体』へ連帯感」 読売新聞2006年6月7日朝刊より)

(この問題は、読売新聞社及び著者の許諾を得て記載しています。他所への転載を固く禁じます)

- 問1 . この文章は、もとの文章の 以下の順序を入れ替えてある。正しく入れ替えると、各番号を付した文章の順番はどのようになるか。解答用紙に、正しい文章の順番を記入しなさい。
- 問2 . 国際的なスポーツイベントにおける筆者のいう「ナショナルアイデンティティー」の内容を、70字程度で文中から抜き出しなさい。
- 問3 . 筆者は、いわゆる「ナショナリズム」と「サッカー共同体への連帯意識」について、これらを同視する立場に立っているか否かにつき、それぞれの内容を文中から抜き出しつつ説明しなさい。また、なぜ著者がその立場を採っているのかについて推論しなさい。なお、あわせて700字程度で解答すること。

【問題2】

以下に掲げる文章は、平成18年末になされた貸金業法制に関する法改正の前に書かれ

たものです。筆者は、改正の際の議論に対して一定の見解を示し、その理由を述べています。

この文章をよく読み、この文章の筆者の主張に反対する見解を、その理由を付して、700字程度でまとめなさい(実際の法改正の結果は、周知のように新聞・テレビ等のマス・メディアで大きく報道されたところですが、この問いは、文章読取能力・問題発見能力・論理的思考能力・社会的判断能力・文章表現能力を問うものであり、法律的知識を問うものではありません)。

1. はじめに

106 頁 1 行目～107 頁 1 行目

4. 金利規制強化による社会経済的影響

(中略)

4.2 グレーゾーン金利(注1)の明記について

(中略)

116 頁 1 行目～最後まで

4.3 規制の弊害

116 頁 25 行目～最後まで

4.4 市場の失敗の是正

117 頁 10 行目～118 頁 8 行目

(福井秀夫「出資法と利息制限法」矢野誠編『法と経済学』(平成13年・東京大学出版会)より、一部を省略して引用)

(注1)出資法により刑罰で担保される金利規制(刑事規制)と利息制限法による金利規制(民事規制)との間の金利をいう。貸金業法が定める一定の条件のもと任意に支払うことにより、グレーゾーン金利の支払いは有効な利息の支払いとされる余地があるとされてきた(「みなし弁済」と呼ばれる)。

(注2)略(『有斐閣経済辞典新版』より)。

(注3)略(『有斐閣経済辞典新版』より)。